

第9期計画の取組状況について〈資料2〉

本計画では、基本目標の施策の方向性ごとに「市が目指すこと」と、それがどの程度実現できたかを確認するための「指標」を設定し、計画の効果的な進捗管理及び評価・検証につなげます。

基本目標	施策の方向性	市が目指すこと	指標	令和7年度の取組と下半期の予定
【基本目標1】相談・支援体制の充実 ～住み慣れた地域で生活するための～	1. 相談体制・支援体制の強化	困ったときに相談できる体制がある	●地域包括支援センターの機能・役割の認知度	心身機能の低下が疑われる高齢者や、社会的交流や活動が低下している高齢者が早い段階で相談に繋がり、適切な相談や支援に繋がれるようにするために、アウトリーチをはじめとする相談対応を実施し、複合的な課題のある相談については、重層的支援体制整備事業とも連動し、関係機関と連携し対応しています。 また、医療機関や薬局との連携や、介護支援専門員同士のつながり強化やスキルアップに向けた取り組み、また身近な相談者である民生委員や通いの場の支援者等をはじめとする地域や、関係機関とのネットワークの構築、活用等行うことで、気になる高齢者を見つける場合は早期に地域包括支援センターの相談につないでもらえるよう、地域包括支援センターの役割や機能について事業等を通じて周知を図っています。 地域包括支援センターが把握した地域課題については、課題の内容について、地域で解決を目指すべきもの、府内他課や社協、民間の事業者等との連携のもと解決するべきもの等整理し、課題解決のために必要な会議や協議体において検討を進めます。
			●医療機関・薬局等関係機関や地域の支援者（民生委員・福祉推進員等）から地域包括支援センターの相談につながった割合	
			●地域ケア推進会議の実施回数	
	2. 日常生活を支援する体制の整備・強化	住み慣れた地域で暮らし続けるための資源がある	●高齢者に対する生活の手助けとしての支援活動に既に参加している人の割合	生活支援体制整備事業を通じて、高齢者が生きがいや役割を持ち、社会参加を促す取組を推進します。生活支援コーディネーターと連携しながら、高齢者の居場所の拡充や、地域の社会資源の把握を行います。把握した情報は「私のお助け帖」を活用し、市民周知に努めます。商助の取組では、高齢者の生活がより便利で豊かになるよう、引き続き商助登録事業者を増やし、民間事業所の力を活用します。生活支援コーディネーターが情報収集をしています。商助の啓発も併せて実施します。地域の通いの場の運営など、担い手不足は深刻な状況は続いているが、既存のボランティアへの後方支援等を継続していきます。
			●ささえあい商助推進事業所の登録件数	
			●在宅介護と就労をしている人が「就労継続が（やや・かなり）難しい」と感じる割合	
	3. 認知症施策の推進	認知症の人が希望を持って暮らすための社会資源やしくみがある	●認知症に関する相談窓口を知っている人の割合	【認知症に関する理解の促進】 認知症の人が尊厳を持って生活することができるようにするため、認知症啓発ボランティアや認知症地域支援推進員、また関係機関と連携しながら市民が認知症に関する理解を深めることができますように取り組みました。また、学校や企業など依頼があったところに対し認知症に関する出前講座の実施や、広報等で認知症に関する情報の普及啓発を行い、市民の認知症に関する理解の促進を図りました。8月末現在で中学校1か所、自治会3か所、企業1か所にて啓発を実施しました。今後も引き続き実施していきます。
			●認知症の対応・治療に関して正しい知識を持っている高齢者の割合	【早期発見・対応できるしくみづくり】 早期に相談対応につながるができるようするため、地域の高齢者が集まる場などの機会を通じて、相談窓口の周知やもの忘れチェックなどをを行い、早期相談の必要性について周知を図りました。
			●認知症の人への接し方を知っている人の割合	令和6年度に作成した近江八幡市サポートガイド（ケアパス）について、医師会に作成周知と活用依頼をしたところですが、効果的に活用できるようするため説明会を行い、切れ目ない支援が展開できるようにします。
			●認知症カフェの実施数	【認知症の人や介護者を支える体制の充実】 認知症初期集中支援チームにおいて、認知症にかかる困難なケースが発生した場合は、当事者やその家族に対し包括的・集中的に支援を行い、適切な医療やサービス利用につなぐ取り組みや、地域とのつながりの中で暮らし続けることができるよう支援を行いました。8月末現在で3回実施しました。積極的な活用に向け、介護支援専門員等への周知を行います。
			●認知症への対応に不安を感じる家族介護者の割合	認知症になっても地域で生活することができる、気兼ねなく出向くことができるよう、地域の実情に応じて認知症カフェの立ち上げなど推進しており、現在全圏域で開催されています。今後も地域の実情に合わせて取り組みを進めます。 介護者支援として、認知症の方への接し方や介護について知ることができるとともに、同じ当事者同士が思いを話すことができ、お互いが支え合える場となるよう介護者のつどいを引き続き実施します。 認知症により自力で居宅に戻れなくなるおそれがある高齢者を日常的に見守り、行方不明になった場合に早期に発見・保護するため、認知症高齢者等事前登録制度を活用し、関係機関との支援体制を構築することで、高齢者及び家族等への支援に取り組みます。

第9期計画の取組状況について〈資料2〉

4. 在宅医療・介護の連携推進	必要なときに医療や介護サービス等を活用し、自立に向けた適切な支援を受けることができる	●ACP（人生会議）を名称も内容も知っている人の割合	<p>近江八幡市エンディングノート（わたしらしさ発見ノート）を発行し、普及啓発に取り組みました。また依頼があった団体に対し、ACP（人生会議）に関する出前講座を行い、自分が望む暮らしや自分らしい生き方について考えるための啓発を行いました。8月末現在で1回実施しました。</p> <p>医療・介護関係者の多職種連携を進める取り組みとして、つながりネット（多職種連携の場）を2回実施しました。今後も引き続き実施します。排尿支援プロジェクトにおいては、排尿支援に関する市民の意識の向上と市民のセルフケア力の向上を推進するための仕掛けや体制づくりについて検討するとともに、セルフケアの向上に向けた啓発チラシを様々な機会に配布しました。</p> <p>市民のセルフケア力や地域力の向上に向けた専門職の関わりとして、いきいき百歳体操の場に専門職が出向きフレイル予防に関することやかかりつけを持つことの大切さについて普及啓発を行い、市民一人ひとりのセルフケア力を高めることと、かかりつけを持つことの必要性について普及啓発を図ります。</p>
		●かかりつけ医がいる人の割合	
		●かかりつけ歯科医がいる人の割合	
		●かかりつけ薬局がある人の割合	
		●市民のセルフケア力向上を目的とした啓発に参画した医療・介護従事者の数（職種数）	

基本目標	施策の方向性	市が目指すこと	指標	R7年度の取組と下半期の予定
健康でいきいきと暮らせるまちづくり 【基本目標2】	1. 健康づくりと介護予防の推進	自分の心身の状態や健康づくりへの関心が高まり、介護予防の取組が広まる	●通いの場への65歳以上の参加割合	<p>サービス・活動事業として、引き続き通所型サービス（通所型サービスC及びA）と訪問型サービス（訪問型サービスC）を継続実施します。令和7年8月末時点の実績は、通所型サービスC利用者が23名・通所型サービスAの利用者が26名・訪問型サービスCの利用者が1名です。サービスの内容について、見直しを検討していきます。</p> <p>一般介護予防事業として、いきいき百歳体操の自主活動グループの立ち上げ支援を実施します。令和7年10月に1か所立ち上げ予定です。また、いきいき百歳体操実施グループに対し、リハビリ専門職による体操指導やいきいき百歳体操応援サポート（ボランティア）によるミニ講座を実施し、継続して活動ができるよう支援をしています。令和7年8月末までの実績は2か所です。下半期もミニ講座の周知を積極的に実施し、受講グループの増加につなげます。</p>
			●リハビリテーション、歯科、栄養等専門職が関与した通いの場の数	
	2. 高齢者の活動支援（生きがいづくり）	年齢にとらわれず、生きがいや役割を持つ高齢者が増える	●生きがいがある人の割合	<p>また、いきいき百歳体操実施グループに対し、薬剤師・歯科衛生士・管理栄養士が出前講座を実施し、フレイル予防に関する啓発を実施しています。令和7年8月末時点で、栄養士2か所・歯科衛生士2か所・薬剤師2か所実施しています。</p> <p>地域包括支援センターによる実態把握訪問や、高齢者の一的な実施事業において健康状態不明者を対象にした健康調査（令和7.7月実施済）、またいきいき百歳体操への出前講座からフレイルリスクのある人を発見することで、早期に相談支援につなげています。</p> <p>地域リハビリテーション事業では、地域リハビリテーション推進会議を実施することで、総合事業に関する理解促進や、高齢者の自立に向けたネットワークづくりを推進します。令和7年11月頃に会議を実施予定です。</p> <p>身体機能向上のための取り組みを実施または新たに実施する「通いの場」に対し、実施場所の改修や備品購入費用を補助することで、参加しやすい地域の居場所に向けた環境整備を推進します。</p> <p>年齢にとらわれず、生きがいや役割を持って地域で生活できるためには、まずは心身の状態が整っていることが大切です。上記事業を通して、健康づくりと介護予防の取組が広まることで、心身の状態が整い、生きがい・役割を持つ高齢者が増えることへもつながります。</p>
			●地域の会・グループ等へ参加者として既に参加している人の割合	
			●現在、フルタイム又はパートタイムで働いている人の割合	

第9期計画の取組状況について〈資料2〉

暮らしを支える体制づくり 【基本目標3】	1. 権利擁護の推進	高齢者の尊厳と人権が尊重され、本人らしい生活を続けるための支援体制が整っている	<ul style="list-style-type: none"> ●権利擁護への支援体制が充実していると思う介護支援専門員の割合 ●成年後見制度について、どのような制度か知っている人の割合 	<p>高齢者虐待防止に関する取り組みとして、介護支援専門員やサービス事業所職員に向けて虐待防止研修会を開催し、早期発見・対応できるネットワークの構築を図り、高齢者虐待防止の取組を推進します。また高齢者虐待防止対応マニュアル（関係機関周知版）を見直し、関係機関に周知します。</p> <p>養護者に対しては契約時だけでなく、啓発月間を決め、1年に1回は虐待防止に関する取組としてチラシ配布等を行います。</p> <p>成年後見制度の利用が必要な人に対して、適切な制度利用ができるように関係機関と連携しながら制度の利用促進に取り組みました。本人申立・親族申立が困難な人に対しては、必要に応じて市長申立を8月末現在で2件実施しました。報酬の支払いが困難な被後見人等に対しては、報酬助成を8月末現在で2件実施しました。今後も引き続き実施していきます。また、成年後見制度利用基本計画に基づく地域連携ネットワークの中核となる機関（中核機関）の設置に向けて、関係機関と連携・協議をしていきます。</p>	
		高齢者にとって安全・安心な住まい・住まい方が確保されている	—		
		災害時の体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ●避難行動要支援者支援制度に登録している人のうち、個別避難計画を作成している人の割合 		
介護保険サービス基盤の整備 【基本目標4】	1. 介護保険サービス	介護サービスを必要とする高齢者が過不足なくサービスを受けることができる	<ul style="list-style-type: none"> ●適正な要介護認定に向けた認定調査員に対する研修の実施回数 ●「職員不足がある」法人の割合 ●介護に関する入門的研修等修了者が介護分野への興味・関心を持った割合 ●合同職場説明会の面談が「役立った」参加者・事業者の割合 ●看護職・介護職向け研修の研修内容が「役立った」参加者の割合 ●ケアプラン点検実施件数 	<p>適正な認定調査実施のため、年6回、調査員研修を行います。情報共有、定義に基づいた調査結果等、認定調査の質の向上に努めます。8月末現在で、3回実施しました。今後も引き続き実施します。</p> <p>また、市内の介護サービス事業所等で働く介護職確保のため、滋賀県介護・福祉人材確保緊急支援事業費補助金を活用し、介護未経験者の介護分野への参入を促進し、人材確保につなげるため、滋賀県介護福祉士会に講師を依頼し、令和7年10月11日に介護に関する入門的研修を実施予定です。また、人材の新規参入及び流動化の促進を図り、事業所と求職者のマッチングを行い、人材確保につなげるため、令和7年10月25日にハローワーク東近江、東近江健康福祉事務所、社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会、公益社団法人滋賀県看護協会と共に「合同職場説明会&面接会」を開催する予定です。両事業とも、介護・人材福祉センターと連携し就労希望のある受講者へ伴走型支援に取り組みます。その他、要支援・要介護認定者も増加が見込まれる中で、多様化、複雑化する介護ニーズに対応できる人材の育成が必要になります。施設内の虐待防止を目的とし、本協議会の塚本副委員長をお招きし、令和7年9月19日に「養介護施設従事者等による高齢者虐待防止研修会」を開催しました。</p> <p>その他、自立支援を目指したサービス提供が行われるよう、専門職と連携し、ケアプランの点検を行います。令和6年度は68件実施しました。令和7年度は8月末現在で39件実施しました。今後も引き続き実施します。</p>	
			<ul style="list-style-type: none"> ●認知症高齢者等事前登録者数 		
	2. 高齢者福祉サービス				
	困難を抱える高齢者やその家族が必要などに必要な福祉サービスを利用することができる				